

① 件名
風しんに関する追加的対策の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p><b>【背景】</b>                  平成30年7月以降、30代から50代の男性を中心に風しん患者が増加しており、制度上、同世代の男性は風しんの予防接種の機会が無く、抗体保有率が80%と低い状況にある。                  平成32年には東京オリンピック・パラリンピックが開催され、人の往来が活発化し、国内で流行している感染症が当該期間中に拡大する恐れがあることから、早急に風しんの発生及びまん延を予防するための対策が必要となっている。                  その中で、国は平成33年度末までに対象世代の男性の風しん抗体保有率を90%以上に上げることが目標に掲げ、風しんに関する追加的対策に取り組むこととしている。</p> <p><b>【目的】</b>                  風しんの発生及びまん延を予防し、感染症の拡大を防止するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p><b>【根拠法令】</b>                  予防接種法（昭和23年法律第68号）                  予防接種法施行令（昭和23年6月30日法律第68号）                  定期接種実施要領</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<b>無</b>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b></p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成31年2月 予防接種法施行規則の一部改正                  予防接種法施行令の一部改正                  4月 集合契約締結（全国知事会・日本医師会）</p>
⑤ 主な内容
<p>昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性（対象世代の男性）を風しんに係る定期の予防接種の対象者として追加する。</p> <p><b>【風しん追加的対策の実施方法について】</b></p> <p>(1) 抗体検査の受検目標の達成に計画的に取り組むため、3か年計画（平成31年度～平成33年度）で段階的に行う。</p> <p>(2) 1年目（平成31年度）は、昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に対し、風しんの抗体検査及び予防接種のクーポン券を送付し、抗体検査後、抗体価が低い者に対し、予防接種を行う。</p> <p>(3) なお、1年目にクーポン券を送付しない昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性についても、希望があれば、クーポン券を発行し抗体検査を受検できることとする。</p> <p>(4) 2年目以降については、国からの対応方針が示され次第、実施方法を検討する。</p>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

追加的対策により、風しんの発生及びまん延を予防し、感染症の拡大防止に寄与するもの。

【市財政への負担】

予防接種費、その他委託料等

平成31年度	35,101千円
平成32年度	38,980千円
平成33年度	38,903千円
計	112,984千円

財源：抗体検査 国庫補助1/2、市1/2

予防接種 9割が地方交付税措置

※6月補正予算要求予定

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

国で定めている定期接種のため、全ての自治体で実施

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成31年4月 石巻市予防接種費用助成要綱の一部改正（平成31年4月1日施行）  
4月下旬 対象者にクーポン券を発送  
5月 抗体検査、予防接種の実施  
平成34年3月 風しんに関する追加的対策の終了

⑨ その他